

公益財団法人 てんかん治療研究振興財団

役員および評議員の報酬ならびに費用に関する規程

(目的および意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人てんかん治療研究振興財団（以下「本財団」という。）の定款第 17 条および第 33 条の規定に基づき、役員および評議員の報酬ならびに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性および透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 役員とは、理事および監事をいう。
2. 評議員とは、定款第 14 条に基づき置かれる者をいう。
3. 報酬等とは、その名称如何を問わず、認定法第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当であつて、費用とは明確に区分されるものとする。
4. 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費であつて、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 本財団は、役員に対し理事会の出席等、必要の都度、定額の報酬を支払うことができる。

- ② 評議員には、評議員会出席等、必要の都度、定額の報酬を支払うことができる。
- ③ 本財団は、役員および評議員に対し、賞与および退職手当は支給しない。
- ④ 第 1 項の規定にかかわらず、役員および評議員は次条に定める報酬を辞退することができる。

(報酬額)

第 4 条 役員および評議員に対する報酬額は、理事会または評議員会の出席につき、1 人 1 回あたり 3,000 円（源泉所得税控除後の金額）とする。

(報酬の支給方法)

第 5 条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機

関口座に振り込むこともできる。

② 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第 6 条 本財団は、役員および評議員がその職務の遂行にあたって支出し、または負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第 7 条 本財団は、この規程を認定法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は評議員会の決議を要するものとする。

附則

制定施行 平成22年 10月 1日

改定 平成25年 3月 8日 (適用 平成25年 1月 1日)